

環境厚生常任委員会

日 時 令和2年7月15日（水）
午前10時00分 ～
場 所 全員協議会室

1 開 議

2 行政報告

(1) ポイ捨てごみ対策及びレジ袋提供禁止関連施策について（環境市民部）

3 その他

令和2年亀岡市議会

令和2年7月15日

環境厚生常任委員会資料

環境市民部環境政策課

～ 次 第 ～

■ポイ捨てごみ対策及びレジ袋提供禁止関連施策について

- ・ポイ捨て防止重点地域の指定
- ・エコウォーカー登録証交付式及びかめおかエコウォークの開催
- ・ポイ捨て撲滅一斉運動2020の開催
- ・代替紙袋の共同購入

J R各駅周辺をポイ捨て防止重点地域に指定します。

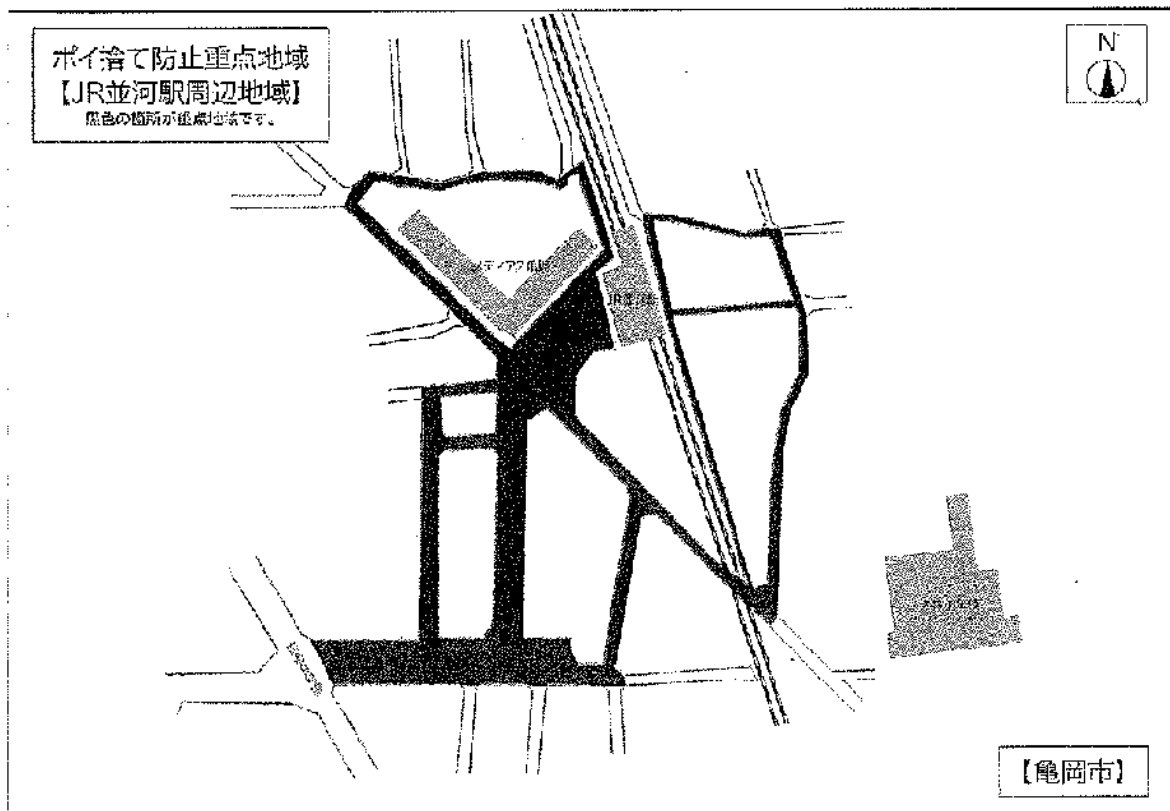
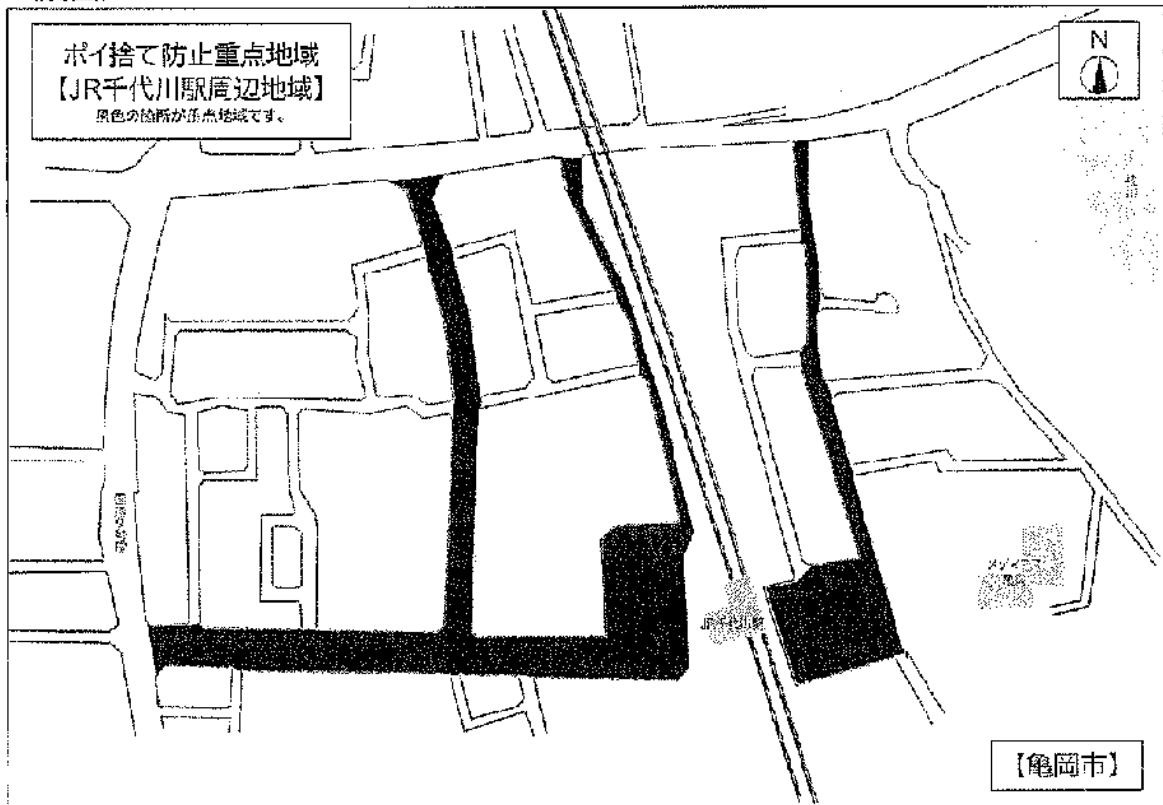
2020.7.15 環境政策課

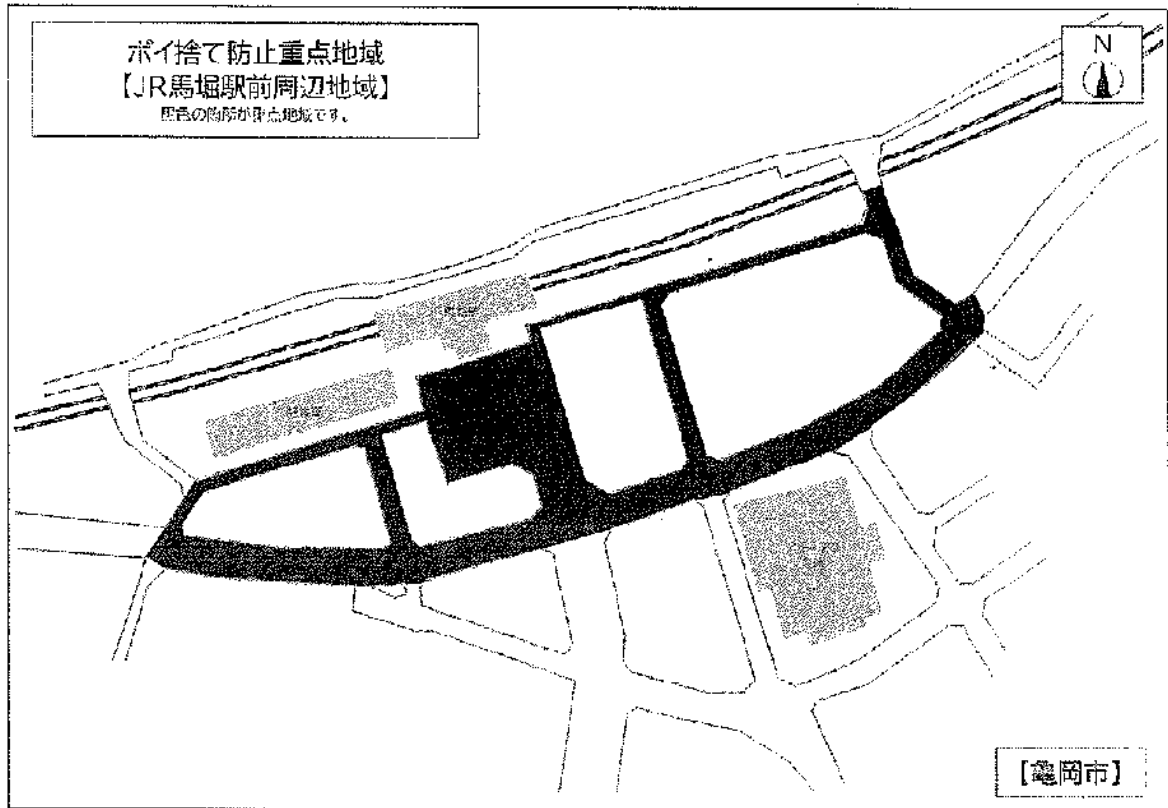
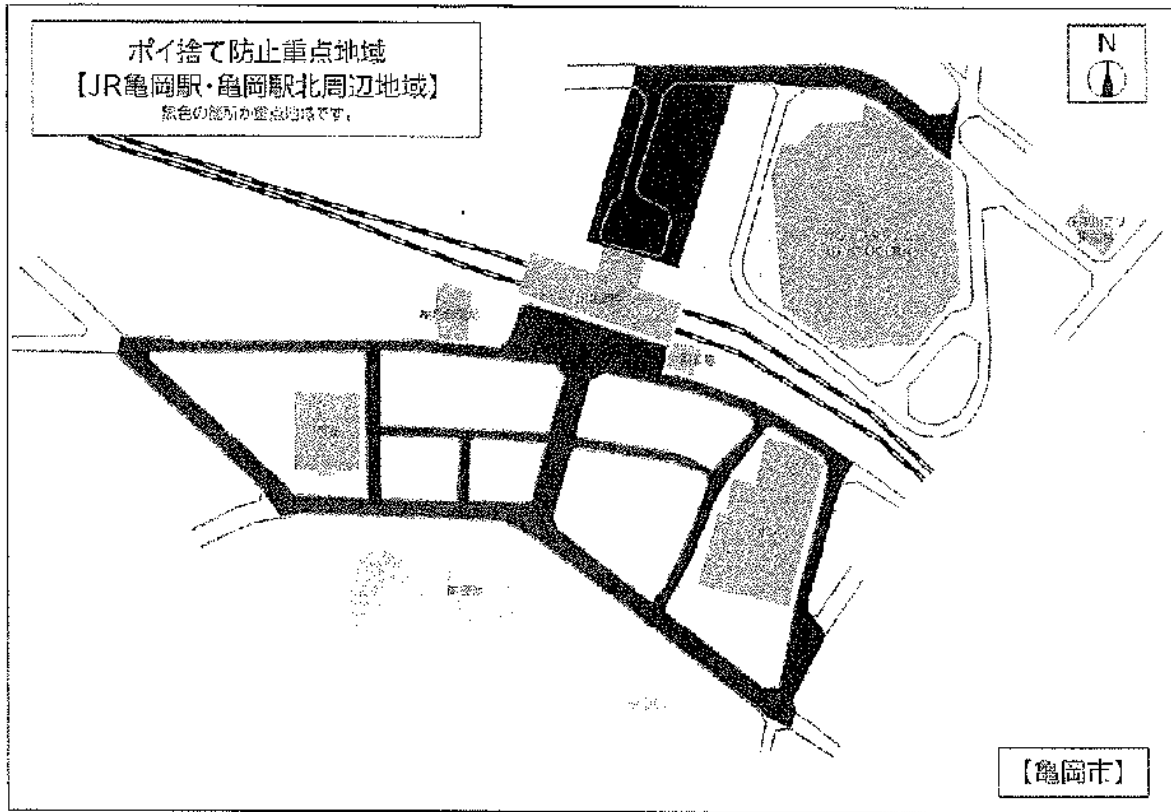
亀岡市ポイ捨て等禁止条例第10条では、「市長は、ポイ捨ての防止及び空き地の管理等が特に必要であると認められる地域をポイ捨て防止重点地域として別に指定することができる。」と定めています。

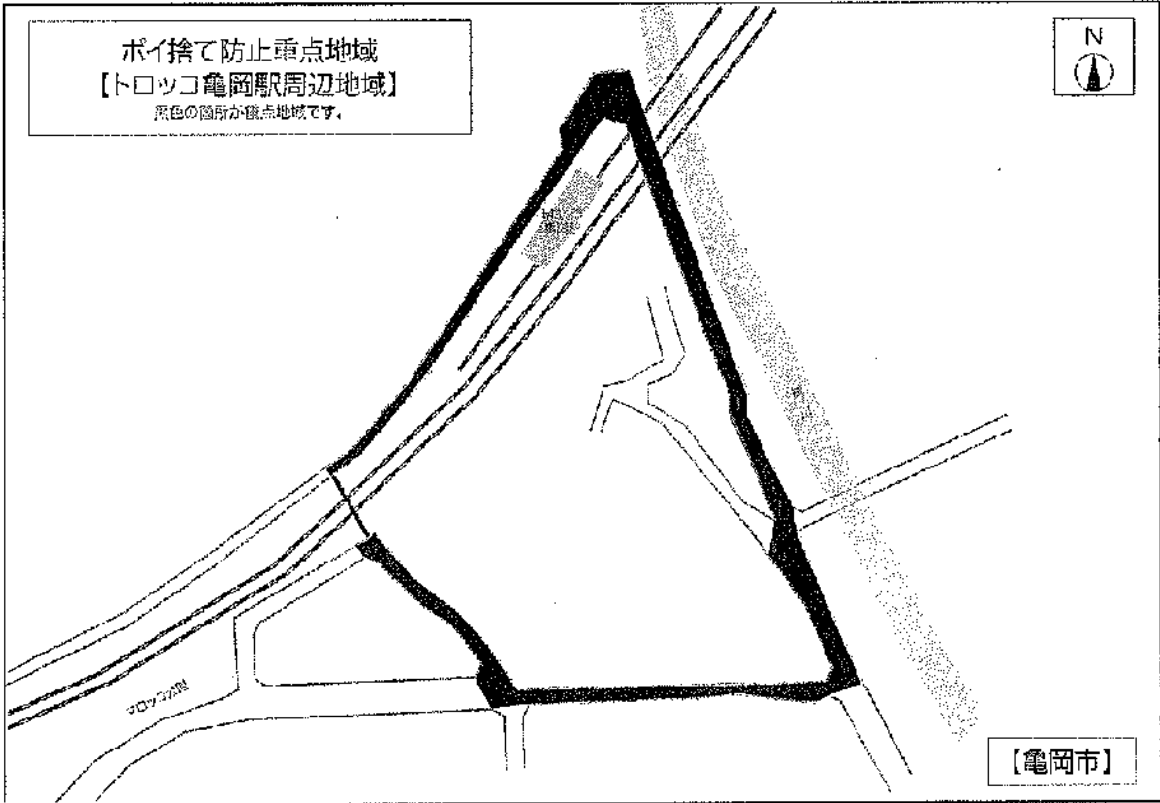
この度、同条例が施行される8月1日に併せ、J R各駅周辺をポイ捨て防止重点地域に指定します。

- 指定地域 J R千代川駅周辺地域
J R並河駅周辺地域
J R亀岡駅周辺地域
J R亀岡駅北周辺地域
J R馬堀駅前周辺地域
トロッコ亀岡駅周辺地域
- 地域図 別図のとおり
- 指定期日 令和2年8月1日
- 指定理由 多くの人が行き交うJ R各駅周辺が、「ポイ捨てごみの無い美しいまち亀岡」を象徴するエリアとなり、そのエリアから環境美化意識が広がることを目指し、重点地域に指定するものです。
- その他 重点地域では、亀岡市ポイ捨て等禁止条例第16条に定める「かめおか環境デー(5月30日)」等に併せて、市民の皆さんや事業所の皆さん等と一体となって一斉清掃を行う等、環境美化に努めます。

(別図)







エコウォーカー登録証交付式及びかめおかエコウォークを開催します

2020.7.15 環境政策課

○日 時 令和2年7月19日（日）午前10時～

○場 所 亀岡駅北『かめきたサンガ広場』
※別図「かめおかエコウォーク コース図」参照
※雨天時は亀岡市役所市民ホール

○概 要

- ・エコウォーカー登録証交付式
桂川市長より、エコウォーカー登録証を交付。
また、活動に役立つグッズも進呈
- ・かめおかエコウォーク
エコウォーカーの皆さんで、ウォーキングをしながらごみを拾います。
当日は、3コースに分かれて活動します。（別図参照）

○スケジュール

9：45	受付開始
10：00	エコウォーカー登録証交付式
10：20	エコウォーク注意事項等説明
10：30	エコウォーク出発（3コースに分かれて活動します。）
12：00	エコウォーク終了・解散

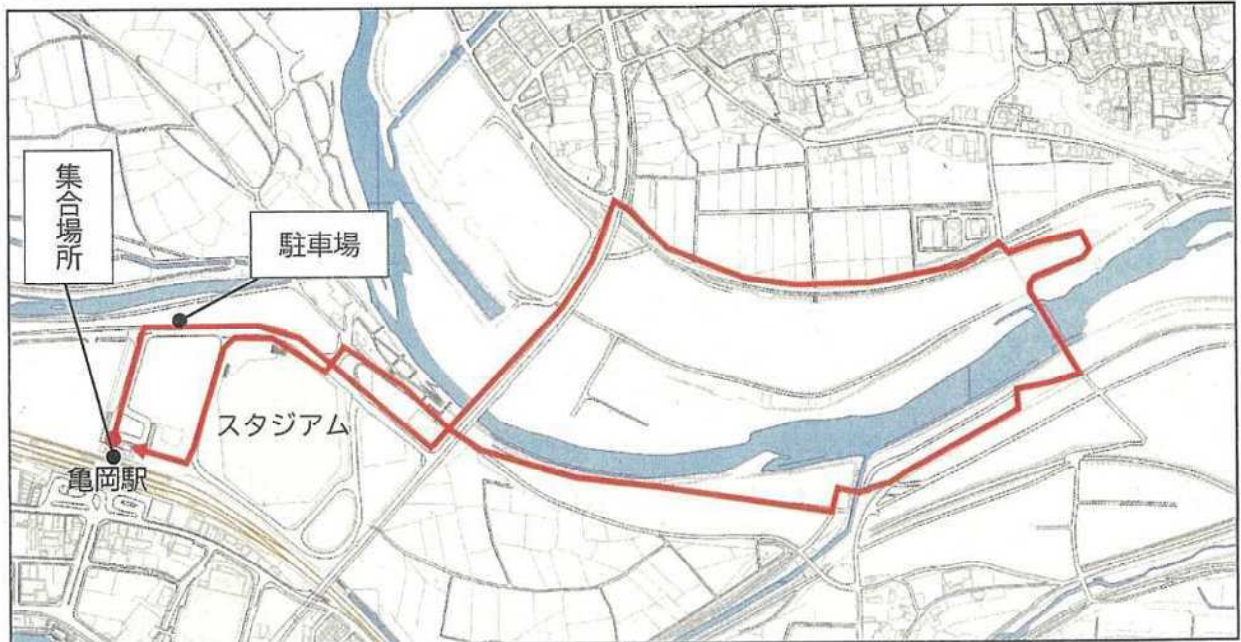
○その他

- ・動きやすい服装で御参加ください。
- ・できる限り公共交通機関を御利用ください。お車でお越しの場合は、大河ドラマ館駐車場を御利用ください。（別図「かめおかエコウォーク コース図」を御参照ください。）
- ・雨天の場合は、会場が変更（亀岡市役所市民ホール）となりますので御注意ください。変更する場合は、午前9時までに参加者宛に電話連絡させていただきます。

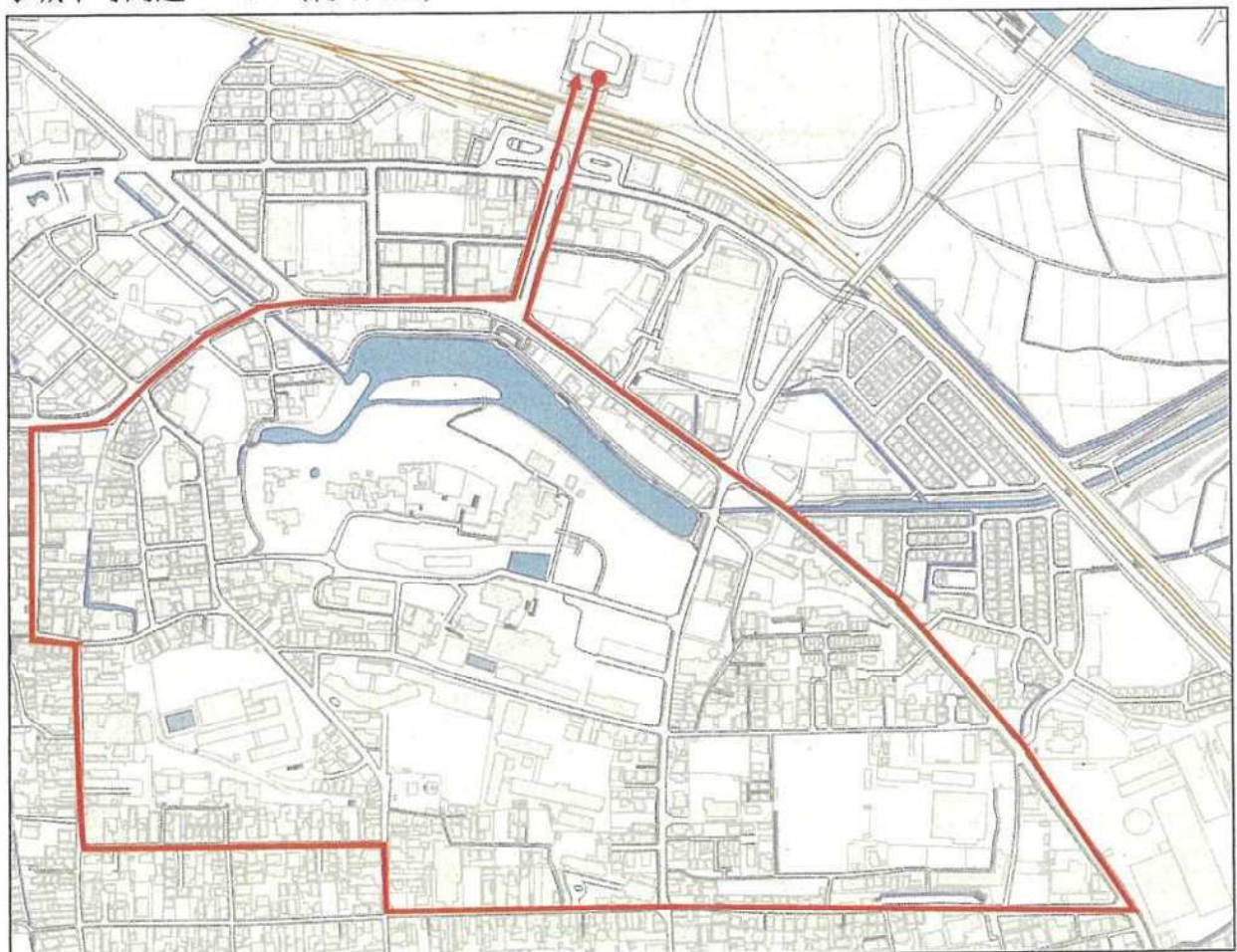
(別図)

かめおかエコウォーク コース図

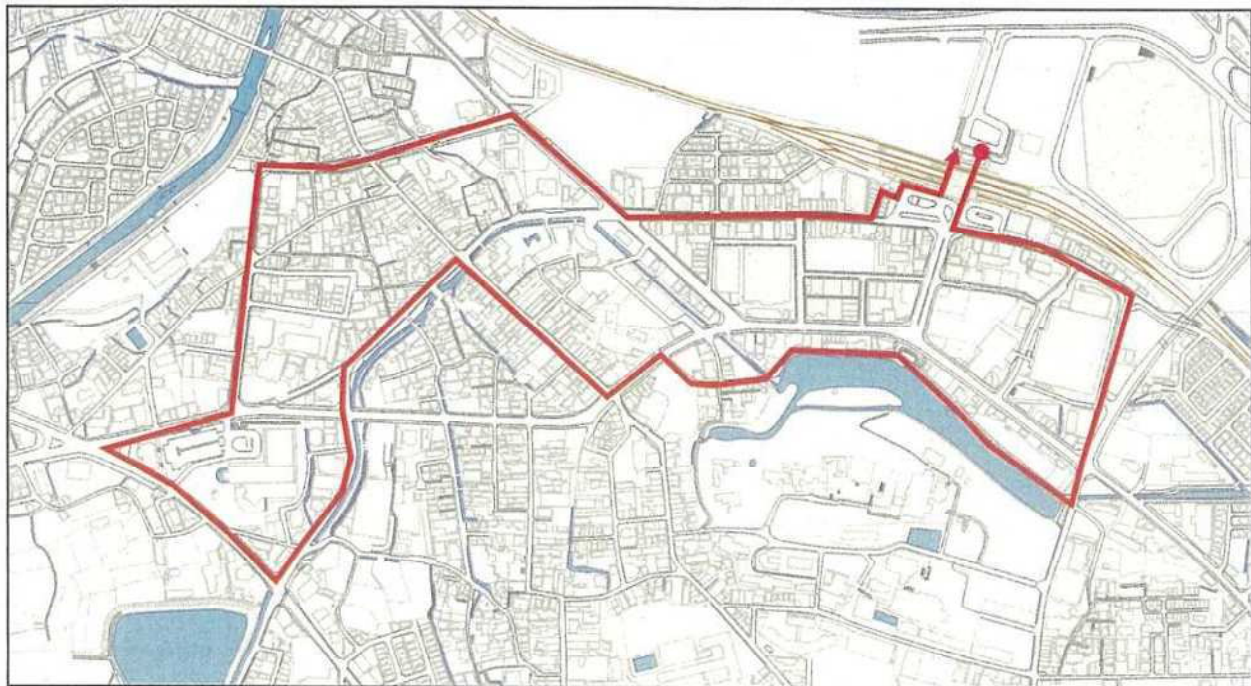
◆保津川のほとりコース (約 3.5km)



◆城下町周遊コース (約 3.3km)



◆ぐるり市街地コース（約3.7km）



「かめおか環境デー」イベント
ポイ捨て撲滅一斉運動2020の開催について

2020.7.15 環境政策課

本年8月1日の「亀岡市ポイ捨て等禁止条例」施行に併せ、清潔で快適なまちづくりを推進するため、ポイ捨て撲滅一斉運動2020を開催します。

【環境美化活動】

■重点地域一斉清掃

○要 旨 ポイ捨て防止重点地域を、近隣の事業者や市民が一体となつてごみを拾います。

○日 時 令和2年8月1日(土) 午前8時～9時
※雨天中止。中止の場合は、午前7時までに市HP等でお知らせします。

○場 所 JR各駅周辺、トロッコ亀岡駅周辺

○参加者 ・JR亀岡駅周辺

エコウォーカー／亀岡市議会／追分町自治会／保津町自治会／亀岡駅前商店街振興組合／亀岡駅前開発推進協議会／京丹たばこ商業協同組合／(株)ワールド／イオンリテール(株) イオン亀岡店／(同)西友 亀岡店／日本郵便(株) 亀岡郵便局／JR西日本 亀岡駅／京都信用金庫 亀岡支店／(一社)亀岡市観光協会／亀岡市障害者就労支援共同センター／亀岡高等学校(生徒・教職員)／マクドナルド9号線亀岡店／ミスタードーナツ 亀岡駅前ショップ／亀岡警察署／(公財)亀岡市環境事業公社／亀岡市職員有志

・JR亀岡駅以外

エコウォーカー／亀岡市職員有志 他

■クリーンアップかめおか ～ちりも積もれば！！～

○要 旨 市民等がそれぞれの場所で自由にごみを拾います。
ごみ拾いSNS「ピリカ」を使い、皆の成果を集約・共有します。

○日 時 令和2年8月1日(土) 終日
※雨天中止。中止の場合は、午前7時までに市HP等でお知らせします。

○場 所 市内一円

○参加者 市民等

○その他 「ピリカ」は、ごみ拾いを可視化(地図上に表示)、共有(SNS)することができるスマートフォンアプリで、利用者は無料で使用できます。

また、今回の清掃活動に関しては、無料でごみ拾いのデータ(数量や種類、位置など)を提供いただくことができ、今回提供されるデータを活用し、清掃活動の集約・共有を行います。

【啓発活動】

懸垂幕及び啓発看板を設置し、重点地域の指定を周知するとともに、ポイ捨ての禁止を広く市民に呼びかけます。

○懸垂幕の設置

ポイ捨て防止重点地域指定の懸垂幕を設置し、広く市民等に周知します。

- ・ 設置場所 亀岡駅前駐輪場
- ・ 設置期間 令和2年8月1日（土）から31日（月）まで（予定）

○啓発看板の設置

ポイ捨て防止重点地域啓発看板を設置し、広く市民等に周知します。

- ・ 設置場所 JR各駅周辺（各1～2箇所）
※必要に応じて増設します。
- ・ 設置期間 令和2年8月1日（土）から
※今後、地域指定を解除した場合は撤去します。

ごみ拾いSNSアプリ『PIRIKA (ピリカ)』

を使ったデータ収集にご協力ください！




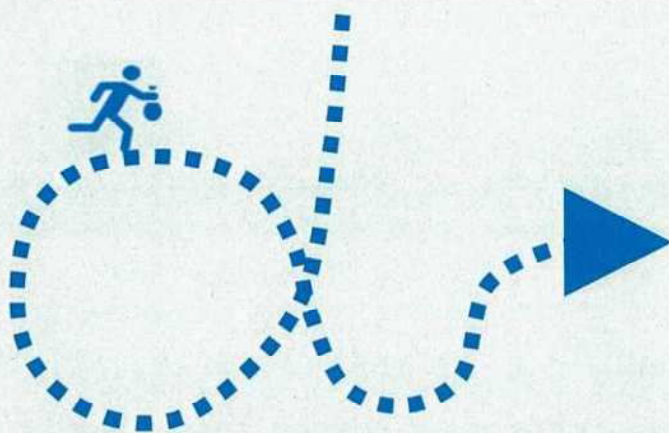
ごみ拾いSNSアプリ『PIRIKA』は、ごみ拾いを「見える化」するスマートフォンアプリです。ごみの分布状況調査などに活用を予定していますので、ぜひご協力ください。

使い方は簡単！

ステップ1～新規登録～

- ①アプリをダウンロード
- ②アプリをタップして起動
- ③利用規約に同意
- ④メールアドレスを入力
- ⑤届いたメールに記載された認証コード（6桁）を入力


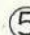
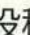

ダウンロードはこちらから 



ステップ2～ユーザー登録～

- ①ユーザー名を入力
- ②ユーザータイプ「個人」を選択
- ③パスワードを入力（設定）
- ④「設定する」をタップ

ステップ3～使ってみる～

- ①ごみを拾う
- ②「ごみを拾うボタン」をタップ 
- ③カメラで撮影
- ④コメント、数量などを入力（任意）
- ⑤投稿  見える  繋がる  広がる



代替紙袋の共同購入に係る事業説明会【主な意見】

【令和2年6月22日・23日、出席者延べ106名】

■来年1月からの条例施行を見直してほしい。

- ・今、商業者は新型コロナの影響で疲弊している。これから時間をかけて回復していく時期。
- ・土壌及び水環境で分解されるバイオマス100%プラスチックの袋が現時点で存在しない。

■共同購入の紙袋の規格に対する要望

- ・共同購入の紙袋規格ではマチが足りない。贈答用やケーキ用には、高さはいらぬがマチが必要。
- ・クラフト紙について、茶色ではなく、白色にできないか。
- ・紙袋の金額が高い。共同購入により、プラ製のレジ袋と同等の金額（3～5円程度）になると考えていた。

■その他の意見

- ・各店舗が独自に購入する紙袋に対して、市が補助する方が良いのでは。



○説明会での意見を踏まえ、共同購入の紙袋の規格及び金額等の見直しを進めます。

○支援を必要とする事業者へ広く、的確に補助ができるよう効果の高い手法等の検討を進めます。

①共同購入事業の見直し

【①規格の拡充（4種類→5種類）】

- S、M、L、2Lのほかに要望の多かった弁当用（マチが広いサイズ）を加える。

【②金額の見直し（単価、補助率等の再検討）】

規格	サイズ (cm) 幅×マチ×高さ	原価 (見直し前)	仕入値 (原価×2/3)
S	22×14×25	28.80円 →	19.20円 →
M	26×16×26	32.33円 →	21.56円 →
弁当用 (追加)	35×21.5×20.5		
L	35×15×35	39.67円 →	26.45円 →
2L	35×22×45	53.93円 →	35.96円 →

②個別購入補助事業の検討（共同購入事業とのハイブリッド方式を採用）

- 共同購入の紙袋（5種類）で対応できない商品を取り扱う個別店舗への支援策を検討（上限枚数や1枚当たり補助限度額を設定するなど、共同購入事業を補完する形で制度設計）

○亀岡市ポイ捨て等禁止条例施行規則

令和2年3月25日

規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市ポイ捨て等禁止条例（令和2年亀岡市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(回収容器)

第3条 条例第5条第4項に規定する回収容器の設置の場所は、自動販売機の設置場所に近接した空き缶等を回収するために容易な場所とする。

(ポイ捨て防止重点地域の指定、変更又は解除の告示)

第4条 条例第10条第2項に規定する告示の内容は、次の事項とする。

- (1) ポイ捨て防止重点地域の名称及び地域図
- (2) ポイ捨て防止重点地域として指定し、変更し、又は解除する期日
- (3) その他市長が特に必要と認める事項

(指導又は勧告)

第5条 条例第11条に規定する指導又は勧告は、指導については口頭又は改善措置指導書（別記第1号様式）により行い、勧告については改善措置勧告書（別記第2号様式）により行うものとする。

2 前項の改善措置勧告を受けた者は、改善した内容について、改善措置報告書（別記第3号様式）により速やかに市長に報告するものとする。

(ポイ捨て等禁止指導員)

第6条 市長は、条例第12条に規定する措置命令及び第14条に規定する過料の処分に係る事務を行わせるため、本市職員の中からポイ捨て等禁止指導員を指名する。

2 ポイ捨て等禁止指導員は、その職務を執行する場合において、その身分を示すポイ捨て等禁止指導員証（別記第4号様式）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(措置命令)

第7条 条例第12条に規定する措置命令は、改善措置命令書（別記第5号様式）により行うものとする。

- 2 前項の改善措置命令を受けた者は、改善した内容について、改善措置命令履行報告書（別記第6号様式）により速やかに市長に報告するものとする。

（過料）

第8条 条例第14条の過料の額は、1,000円とする。

- 2 市長は、条例第14条の規定により過料の処分をしようとするときは、当該処分を受ける者に対し、あらかじめ告知・弁明書（別記第7号様式）によりその旨を告知し、弁明の機会を付与するものとする。

- 3 市長は、条例第14条の規定により過料の処分をするときは、当該処分を受ける者に対し、過料処分通知書（別記第8号様式）を交付し、過料を徴収する。

（地域清掃協力員）

第9条 条例第15条に規定する地域清掃協力員は、おおむね次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 地域の清掃活動の促進及び市の清掃事業への協力
- (2) 地域の実情把握及び市への情報提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年8月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

（亀岡市環境美化条例施行規則の廃止）

- 2 亀岡市環境美化条例施行規則（平成17年亀岡市規則第43号）は、廃止する。

別記第1号様式(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

亀岡市長 閣

改善措置指導書

あなたが行った下記行為は、亀岡市ポイ捨て等禁止条例第 条に違反していると認められますので、同条例第11条の規定により、速やかに下記のとおり改善措置を講ずるよう指導します。

記

違反行為	
改善措置の内容	
改善期限	年 月 日まで

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

亀岡市長

印

改善措置勧告書

あなたが行った下記行為は、亀岡市ポイ捨て等禁止条例第 条に違反していると認められますので、同条例第11条の規定により、速やかに下記のとおり改善措置を講ずるよう勧告します。

記

違反行為	
改善措置の内容	
改善期限	年 月 日まで

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）亀岡市長

住 所

氏 名

㊟

改 善 措 置 報 告 書

亀岡市ポイ捨て等禁止条例施行規則第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり改善措置しましたので報告します。

記

違 反 行 為	
改 善 措 置 の 内 容	

第4号様式（第6条関係）

(表)

第	号
写真 割印	ポイ捨て等禁止指導員証
	所属 氏名
上記の者は、亀岡市ポイ捨て等禁止条例施行規則第6条に規定するポイ捨て等禁止指導員であることを証明する。	
年 月 日発行	有効期限 年 月 日
亀岡市長	印

(裏)

注意事項

- 1 この証は、公務中は必ず携帯すること。
- 2 この証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 3 この証を亡失し、又は著しく破損したときは、直ちに届け出ること。
- 4 この証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。
- 5 ポイ捨て等禁止指導員の身分を失った場合及び有効期限を経過した場合は、必ず返却すること。

第5号様式 (第7条関係)

(表)

第 号
年 月 日

様

亀岡市長

国

改善措置命令書

あなたは、亀岡市ポイ捨て等禁止条例第12条の規定により、直ちに下記の改善措置を講ずるよう命令します。

なお、この命令に従わないときは、同条例14条の規定により、過料に処せられることとなります。

記

違反行為	
改善措置の内容	
改善期限	年 月 日まで

(裏)

(教示)

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として（訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。）、処分の取消の訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消の訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消の訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消の訴えを提起することが認められる場合があります。

第6号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先） 亀岡市長

住 所

氏 名

印

改善措置履行報告書

亀岡市ポイ捨て等禁止条例施行規則第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり改善措置しましたので報告します。

記

違 反 行 為	
改善措置の内容	

第8号様式（第8条関係）

（表）

		第	号
		年	日
住 所			
氏 名	様		
	亀岡市長		副
過 料 処 分 通 知 書			
あなたは、亀岡市ポイ捨て等禁止条例第12条に規定する命令に違反したため、 同条例第14条の規定により、過料に処します。			
1 違反行為の日時	年	月	日
	時	分	
2 違反行為	(亀岡市ポイ捨て等禁止条例第12条に規定する措置命令の違反)		
3 過料の額	1,000円		

(裏)

(教示)

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として（訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。）、処分の取消の訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消の訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消の訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消の訴えを提起することが認められる場合があります。

別記第1号様式 (第5条関係)

第2号様式 (第5条関係)

第3号様式 (第5条関係)

第4号様式 (第6条関係)

第5号様式 (第7条関係)

第6号様式 (第7条関係)

第7号様式 (第8条関係)

第8号様式 (第8条関係)